

南医療生協理事会に対し公正な救済命令を出して下さい

貴委員会におかれましては、ますますご活躍のことと存じます。

南医療生協労働組合は、2011年9月、南医療生協理事会が労働組合専従者に「職員用セキュリティーカード」を発行しないこと、労働組合が新病院敷地内の会議室を借用して会議や団体交渉を行うことを拒否したこと、労働時間延長を含む就業規則の不利益変更を、実質的な労使協議をせずに、強行したことなどについて、貴委員会へ不当労働行為の救済を申し立て、これまでに、7回の調査と4回の証人審問が行われています。

しかし、この間も、理事会は、労働組合軽視の姿勢を変えていません。特に、労働時間延長については、労働組合がわずか半年間で2回も呼びかけた反対署名には、いずれも、過半数以上を超える職員の6割の協力がありました（全職員1,052名中653筆）。このように、職員の大多数から納得が得られていないにも関わらず、理事会は、2012年7月から、労働時間延長を含む就業規則の不利益変更を強行しました。

その結果、現在では、労働時間延長で終業時間が遅くなったための子育て中の職員の保育園の送り迎えへの負担増や、休憩時間の削減による職員の疲労の増大、変則二交替勤務の病棟では、従来から不充分であった時間管理がいつそう困難となり、人員不足と相まって、「規程どおりの公休」が取得できない職員が増えるなど、現場の職員に影響を及ぼしており、このままでは、退職者増によるさらなる人員不足が懸念されます。

このような状況を打開し、働き続けられる職場をつくるためには、正常な労働組合活動ができることと、対等な労使関係を確立することが必要です。

従いまして、南医療生協労働組合が貴委員会に不当労働行為として申し立てた事項に対しては、貴委員会から、公正な救済命令を出して下さい。

2013年1月12日

愛知県医療介護福祉労働組合連合会 執行委員長 西野 ルミ子
南医療生協労働組合 中央執行委員長 小椋 巖

氏 名	住 所

※この署名は、愛知県労働委員会に提出する以外には、使用しません。